

# 令和2年度からの市・県民税の税制改正等について

## 【住宅ローン控除の拡充】

消費税率の引き上げに際し、住宅に関する税制上の支援策を講じます。

- 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の期間を3年延長する。
- 11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ負担分に着目した控除額の上限を設定する。

<個人住民税における住宅ローン控除>

居住年	平成26年4月1日～令和3年12月31日	(今回の対策)
		令和元年10月1日～令和2年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% ※ (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	13年

※住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合

☆11年目以降の3年間についての各年控除額は、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。

- ①建物購入価格の2/3%
- ②住宅ローン年末残高の1%

注1. 建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は、一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円（改正前と同様）

注2. 入居11～13年目の控除限度額は、最高13.65万円（改正前と同様）  
また、入居1～10年目についても、改正前と同様の税額控除

## 【ふるさと納税制度の見直し】

これまでは、いずれの地方団体に寄付金を支出しても特例的な税額控除が認められていましたが、税制改正に伴い、総務大臣が指定した一定の基準を満たす地方団体のみふるさと納税（特例控除）の対象とすることになりました。

対象となる地方団体は、「総務省ふるさと納税ポータルサイト」よりご確認ください。

### ☆指定外地方団体への寄付金について

令和元年6月1日以降に支出した寄付金については、寄付金税額控除の特例控除対象から除外されますが、所得税の寄付金控除と個人住民税の10%税額控除（基本分）については、引き続き適用されます。

また、ワンストップ特例制度についても、個人住民税10%税額控除は認められるものの、特例控除や申告特例控除は除外されることとなります。